

平成30年度 桶川市育児休業等代替任期付職員

登 録 案 内

桶川市では、育児休業等を取得する職員の代替職員として勤務していただく、「育児休業等代替職員」候補者の登録を行います。

【登録職種】

- 保健師職
- 栄養士職

○登録受付期間

平成30年6月1日（金）～

平成31年3月31日（日）

持参の場合は土・日・祝日を除く。

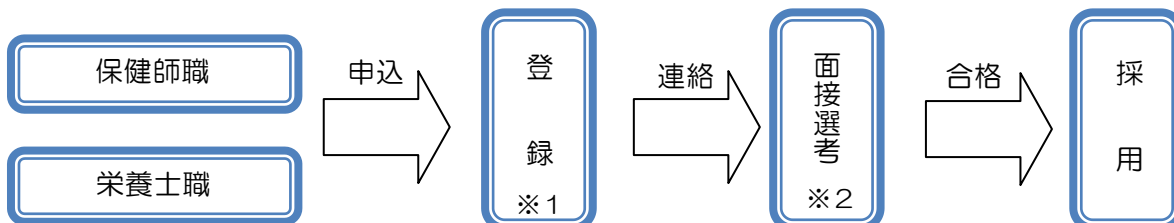
郵送の場合は、平成31年3月31日（日）消印有効。



育児休業等代替任期付職員とは・・・

任用期間の定めのない職員（以下「正規職員」といいます。）が育児休業等を取得した際に、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に基づき、育児休業等を取得した職員の代替職員として、任期を定めて勤務する職員をいい、任用期間が定められていること以外、給与、勤務時間、服務等について正規職員と同様の規定が適用される職員です。

なお、育児休業等代替任期付職員への採用は、正規職員としての採用と無関係であり、このほかの職員採用の際に優先されるものではありません。



※1 平成32年3月31日までの登録期間ですが、登録されても育児休業等を取得する職員の状況により、採用されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※2 育児休業等を取得する職員が見込まれ、育児休業等代替任期付職員の採用が必要となった場合、登録者全員に連絡をします。

1 登録職種

登録職種	職務内容	年齢等
保健師職	保健センター等に勤務し、健康増進事業、母子保健事業等の業務に従事します。	昭和36年4月2日以降生まれで、 <u>保健師資格を有する者</u>
栄養士職	保健センター等に勤務し、栄養士としての業務に従事します。	昭和36年4月2日以降生まれで、 <u>栄養士資格を有する者</u>

※次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・日本国籍を有しない者で、就労が制限されている在留資格の者
- ・地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者（以下がその欠格条項の内容です。）
 - 1.成年被後見人又は被保佐人
 - 2.禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 3.桶川市職員として懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 4.日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 申込手続及び期間

受付	持参	期 間	平成30年6月1日（金）～平成31年3月31日（日）※土・日・祝日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで
		場 所	桶川市役所本庁舎4階 職員課
	郵送 （注）	期 間	平成30年6月1日（金）～平成31年3月31日（日）（消印有効）
		申込先	〒363-8501 桶川市泉一丁目3番28号 桶川市役所 職員課
提出書類		①育児休業等代替任期付職員登録申込書 ②資格免許証の写し	
その他		①書類不備の場合は受付できませんのでご注意ください。 ②提出書類は、一切返却しません。 ③申込書類を確認後、登録通知を郵送します。	

（注）郵送で申込される場合は、封筒の表に「任期付職員登録」と朱書きし、簡易書留で郵送してください。

※ 採用となる場合は、後日、最終学歴の卒業証明書を提出していただきます。

3 登録後から採用まで

- 1 申込み後は、候補者として「育児休業等代替任期付職員採用候補者名簿」に登録されます。
- 2 登録有効期間は、平成32年3月31日までとなります。育児休業等を取得する職員が見込まれ、育児休業等代替任期付職員の採用が必要となった場合に、登録者へ連絡をし、面接選考を実施します。
- 3 面接選考に合格した者は、健康診断を受診後に採用となります。
- 4 任用期間は、育児休業等を取得する職員の育児休業期間に応じて決定され、1回の任期は3年未満となります。育児休業等が延長された場合、3年の範囲内で任用期間が延長される場合もあります。また、育児休業等が短縮された場合は、原則として、他の職場における育児休業等代替任期付職員として異動することとなりますが、任用の継続が困難となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 5 任用となる者は、育児休業等開始後の毎月1日付けで採用となります。
- 6 育児休業等代替任期付職員として採用される前は、産前産後休暇期間（14週程度）の臨時職員（アルバイト）としての任用となります。
- 7 一度登録されますと、取消を希望されない限り、有効期間内は継続されますので、1回の任期が終了しても、名簿登録有効期間内に別の育児休業等取得職員があった場合に、また勤務していただくこともあります。

4 勤務条件

- 1 勤務時間
原則として、月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分までです。ただし、保育所など配属される部署によっては、ローテーションにより土曜日、日曜日の勤務等もあります。（必要に応じて残業をしていただくこともあります。）
- 2 休日等
原則として、土曜日、日曜日及び祝日、12月29日から翌1月3日です。（部署により変則勤務あり）
- 3 休暇
年次有給休暇は、1年度に最大20日付与し、疾病等の場合に与えられる病気休暇及び結婚・忌引き等の場合に与えられる特別休暇等があります。（育児休業及び育児短時間勤務の請求をすることはできません。）
- 4 服 務 等
育児休業等代替任期付職員も一般職の地方公務員となり、地方公務員法の適用を受けます。地方公務員の基本理念、職務上の義務、身分上の義務などを遵守して公務にあたる必要があります。
- 5 福利厚生
埼玉県市町村職員共済組合に加入（年金、健康保険）、公務災害補償制度等
- 6 給 与（平成30年4月1日現在）

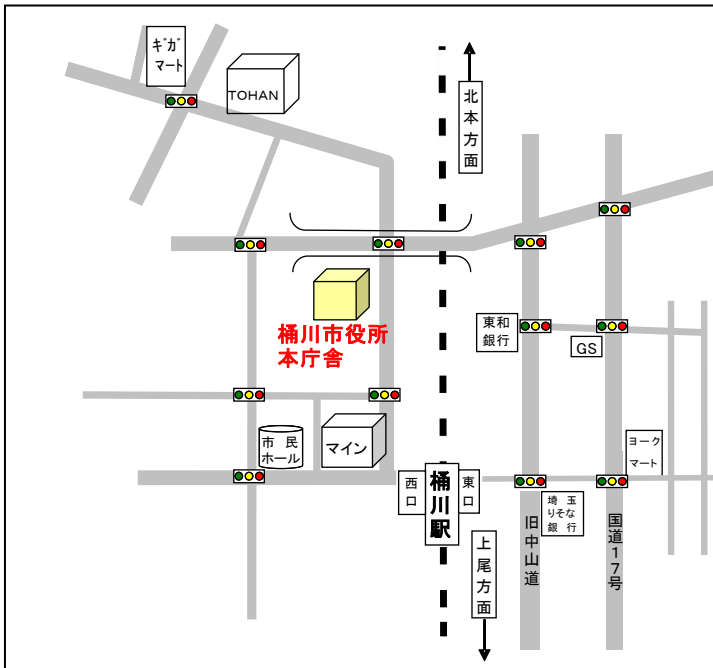
区 分	地域手当を含む初任給	その他
大学卒	204,380 円	支給要件に該当する人には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
短大卒（2年）	185,460 円	
高校卒	172,480 円	

※昇給は、原則として毎年1回行われます。

※卒業後に一定の経歴があった場合、市規則に定める基準により金額が加算されます。

※臨時職員（産前・産後休暇期間中）の場合は、時給で1,290円となります。（平成30年度実績）

案内図



桶川市マスコットキャラクター
『オケちゃん』

◆登録試験のお問合せ◆

桶川市総務部職員課

〒363-8501 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 TEL048-788-4911 (直)